

令和2年12月22日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和38年12月3日職厚一2327）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第5条関係	第5条関係
1～4（略）	1～4（略）
<u>5 第3項の規定により線量の測定</u>	（新設）
<u>を行う場合には、放射線測定器は</u>	

、眼の近傍その他の適切な部位（当該部位が被ばく防止用のマスク等で覆われているときは、その内側）に装着するものとする。

- 6 第5項の「放射性同位元素等規制法第20条の規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、告示第19条及び第20条に規定する基準をいう。

第24条関係

1～7 （略）

- 8 第3項の規定による累積実効線量及び累積等価線量の記録は、次の事項について作成するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 累積実効線量及び累積等価線量

(5) （略）

- 9 第4項の規定により職員に実効線量及び等価線量並びに累積実効線量及び累積等価線量を知らせる場合は、口頭のみによらず、第2項及び第3項の記録の写しの交付等の方法により行うこととする。

- 5 第4項の「放射性同位元素等規制法第20条の規定に基づいて定められる技術上の基準」とは、告示第19条及び第20条に規定する基準をいう。

第24条関係

1～7 （略）

- 8 第3項の規定による累積実効線量の記録は、次の事項について作成するものとする。

(1)～(3) （略）

(4) 累積実効線量

(5) （略）

- 9 第4項の規定により職員に実効線量及び等価線量並びに累積実効線量を知らせる場合は、口頭のみによらず、第2項及び第3項の記録の写しの交付等の方法により行うこととする。

以 上